

各介護サービス事業所を運営する法人代表者様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長
(公印省略)

令和7年4月から適用する「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の提出期限の延長について（通知）

日頃、本県の介護サービス事業所等の推進について、格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、令和6年度介護報酬改定における経過措置の終了に伴い、令和7年4月以降は別紙留意事項のとおり届出項目が変更となることから、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の様式等について改訂が予定されているところですが、現時点で厚生労働省から新しい届出様式等は示されておられません。

このため、令和7年4月から算定を開始する場合については、各指定権者への届出期限を下記のとおり、延長することとしましたので通知します。

なお、本通知文書発出後、同省から新しい届出様式等の通知があった際には、速やかに当課ホームページに掲載の上、別途お知らせしますので、御理解・御協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 提出期限の延長について

サービス種別	提出期限（延長後）	提出期限（通常）
居宅系サービス	令和7年4月15日（火）	令和7年3月15日（土） ※算定開始月の前月の15日まで。
施設系サービス		令和7年4月1日（火） ※算定開始月の1日まで。

2 提出書類について

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ・添付書類（加算の要件を満たしていることを確認できる書類）

（参考）鳥取県が指定権者となる場合のお問い合わせ・提出先

お問い合わせ・提出先	電話番号	メールアドレス
中部総合事務所 県民保健局共生社会推進課	0858-23-3128	chubu_kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp
西部総合事務所 県民福祉局共生社会推進課	0859-31-9314	seibu_kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp
南部箕蚊屋広域連合 事務局	0859-39-6222	nan-mino@taitan.ocn.ne.jp

※各市町が指定権者となる場合は、直接、各市町介護保険担当課にお問い合わせください。

【担当】

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課
介護保険・施設担当 福田
電話：0857-26-7175
ファクシミリ：0857-26-8168
電子メール：choujyushakai@pref.tottori.lg.jp